

大管協情報

2025(令和7)年8月号
大阪府公立学校管理職員協議会
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 7-11
大阪府教育会館 406号
TEL06-6765-1241 FAX06-6765-1353
MAIL daikan406@kym.biglobe.ne.jp

人事院勧告・大幅な引上げ改定

8月7日、人事院は国家公務員の給与について国会と内閣に勧告した。「公務員離れ」が進む中、人材確保を図るため34年ぶりに3%を超える引上げとなった。

《人事院総裁談話（抜粋）》

世界に誇れる社会を作り、未来につなげていくためには、公務組織が、多様で優秀な人材が働きたいと思える「選ばれる場所」である必要があります。しかし、今後も激しい人材獲得競争が続く中で、第一に、「高い使命感とやりがいを持って働ける公務」を実現します。次に優秀な人材を確保・定着させていくため「実力本位で活躍できる公務」を実現します。そして、「働きやすさと成長が両立する公務」を実現します。長時間労働の是正、超過勤務の最小化に向けた縮減策を不退転の決意で進めます。

《勧告のポイント》

官民較差 15,014 円 (3.62%) 引上げ改定

1.俸給（初任給）

大卒：232,000 円 (+12,000 円 5.5%)

※総合職（大卒）242,000 円 (+12,000 円 5.5%)

2.月例給の引上げ（若年層に重点）

行政職俸給表（一）の平均改定率 +3.3%

行政職の平均月給 429,494 円

※定期昇給分を加えると、月収で約 5.1% 賃上げ

3.ボーナスの引上げ

年間 4.60 月分 → 4.65 月分

※期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに、0.025 月分引上げ

4.手当関係等

- 中央省庁業務調整手当：幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800 円を支給
- 課長補佐級手当 10,000 円、係長 5,000 円引上げ

5.官民給与の比較方法の見直し

- 比較対象企業規模を「50 人以上」から「100 人以上」に引上げ
- 中央省庁職員との対応関係を東京 23 区・本店の企業規模「500 人以上」から「1,000 人以上」に引上げ

《給与勧告制度の基本的考え方》

- 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤。
- 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して民間給与水準に準拠して定める。

裁判支援完全勝利!!

今年 6 月、府内の中学校校長（大管協会員）に何ら前触れもなく原告（学校施設の補修工事を行う業者）から校長個人に対して 200 万円の損害賠償請求が大阪以外の地方裁判所から起こされた。まさに、晴天の霹靂である。

事案は 2 年前の夏休みに遡る。校長室に居たところ、大声で聞くに堪えない罵詈雑言が校舎に響いてきた。校長は直ちに生徒に恐怖心を抱かせ、教職員に対する業務妨害になると判断し、原告に場所を移動するように促した。その他、登校時の混雑している状況で工事車両を強引に乗り入れて生徒を危険に曝す、校庭にボールなど危険な工事道具を放置する等、杜撰な管理や不誠実な言動が繰り返された。校長は、工事完了まで生徒・教職員の安全確保に苦慮することになった。2 年後、原告は、電話中（暴言を発している時）に移動を促したのは「カスタマーハラスメント」であり、また工事の進捗にも妨害があった等を理由とし、200 万円を請求してきたのである。校長は極めて適切な対応をなし、何ら非難される謂れはない。市から十分な支援がない状況下で、近藤顧問弁護士に相談があり、大管協は直ちに裁判支援を決定した。

近藤顧問弁護士は、そもそも国家賠償法第 1 条第 1 項により被告（校長）は損害賠償責任を負う立場にはなく、原告の本件請求は主張自体が失当であり、直ちに棄却されるべきであると弁護した。かつ訴訟費用は原告の負担とすべきとした。

【結果】原告は訴えを取下げた。近藤弁護士の完全勝利である。

※大管協は、裁判支援制度等により会員の皆さんの安心を担保し、職務に専念できるように支援します。

府教委に要望書提出

8月7日、府教育庁に赴き、水野教育長宛の「教育要望」書を手交、説明を行った。大阪府人事委員会へは、9月2日に給与や人事管理について要望書を手交し説明を行う。大管協の「教育要望」は、管理運営事項を含む教育課題や給与や勤務労働条件等に関わる事項を全般的に網羅したものである。今後、「要望」を基に10月の支部長会で『要求』案を提案、11月の代議員会で承認・確定する。12月には、府教委に対して重点課題に絞り込んだ内容について交渉する。尚、管理職の処遇改善等について府教委と交渉できるのは、大管協だけである。

◎条例上、要求事項は下記内容に限定される。

- ①給与や勤務時間、休憩、休日・休暇等に関する事項
- ②分限・懲戒・昇任・転任等の基準に関する事項
- ③安全・衛生・災害補償に関する事項
- ④上記以外の勤務条件及び社会的・厚生的な活動に関する事項
- ⑤交渉の手続等必要な事項

《要望事項（抜粋）》

1.管理職の処遇改善

- ・定年引上げ後の、60歳を超えた現職校長の年収を、7割支給でなく、暫定再任用校長と同額支給、あるいはカット率の縮減、および管理職手当のカットを廃止すること
- ・教職調整額の引上げに伴い、管理職の本給および管理職手当を増額すること
- ・行政職にある管理職加算制度等を教育管理職にも適用すること
- ・定年引上げに伴い、現行55歳での昇給停止を廃止すること
- ・小中学校と高校の給料表を一本化すること
- ・教諭と首席教諭の間に新たな級（主務教諭）を創設し、6級制を導入すること
- ・部活動手当を、管理職にも支給すること
- ・副校長及び教頭の複数配置について、配置基準の引下げを文部科学省に働きかけること
- ・「副校長・教頭マネジメント支援員」の配置を積極的に進めること
- ・小中一貫校や義務教育学校の管理職に対して業務内容に応じた新しい手当を設けること

《今後の予定》

- | | |
|-----------|----------------|
| 9月 2日(金) | 大阪府人事委員会へ要望書提出 |
| 9月 8日(月) | 全管協代表役員会 |
| 9月18日(木) | 幹事会 |
| 10月 6日(月) | 支部長会議 |
| 10月11日(土) | 幹事会（要求案検討） |
| 11月12日(水) | 代議員会・支部長会 |
| 10月上旬から | 府議会各会派と意見交換会 |
| 12月上旬頃 | 大阪府教育委員会と交渉 |

2.教員不足解消と資質向上

- ・総額裁量制にあっても、正規教員採用者数を増やすこと
- ・優秀な人材を確保するため、見えるかたちで「働き方改革」をすすめる、校内時間外労働時間を減じる取組をすること
- ・講師の任用に際しては、教育公務員としての能力等について十分な精査をすること
- ・既に現場で活躍する優秀な講師については、採用に際し格段の配慮をすること
- ・教職に就いた奨学生に対し、学部卒業生を含めた奨学金の返還減免に取り組むこと
- ・「カスタマーハラスメント対策」を学校現場で執行すること
- ・「行政による対応窓口」の設置を積極的に進め、学校の負担を軽減すること
- ・「働き方改革実施計画」の策定に伴う業務が、管理職の過重な負担にならないようにすること

3.教育環境の向上のために

- ・教員業務支援員・部活動指導員の配置を拡充すること
- ・未だ学習指導員は小中学校に配置されていない。早急に改善すること
- ・新年度学級編制について、4/1以降において教員定数を減じないようにすること
- ・「校内教育支援センター」の設置を拡充すること
- ・中学校の府内統一テスト（チャレンジテスト）の在り方を、見直しも含め検討すること
- ・府立高校入試制度改革を校長会等、現場の意見を尊重して行うこと
- ・物価高の折、学校配当予算額の増額をすること
- ・エアコン設置を普通教室だけでなく、特別教室、体育館にも早急にすすめること
- ・健康管理の観点から、トイレについては洋式化に止まらず、「洗浄便座」化を進めるよう市町村教委へ働きかけること

《管理職員名簿・訂正のお願い》

P17 豊能町

東能勢小 校長欄 高橋 弘樹（追加）

P26 交野市教育委員会 教育長 池永 安広→宏

申し訳ございません。追加・訂正をお願いいたします。

【至急連絡】

1. すでに入会されていて、「会員登録書」（入会申込書）が未提出の方がおられます。至急、手続きを完了してください。よろしくお願いいたします。

提出はFAX、およびメールでの提出も可能です。
◎ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。